○経済産業省告示第百五十一号

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第六十七号）の施行に伴い、及び経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の規定に基づき、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等及び同令第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準並びに同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示（平成二十二年経済産業省告示第百二十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和七年十月八日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第十八条第一項の届出等及び同令第十八条の二第一項の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準並びに同令第十八条第二項第一号ハの電子証明書等に関する告示	経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等及び同令第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準並びに同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示
第一条　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号。以下「規則」という。）第十八条第一項に規定する届出等（以下単に「届出等」という。）及び規則第十八条の二第一項の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものとする。	**第一条**　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号。以下「規則」という。）第二十条第一項に規定する届出等（以下単に「届出等」という。）及び規則第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
第二条　届出等を行う者が、規則第十八条第一項ただし書の規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に経済産業大臣が電子情報処理組織を使用して届出等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して届出等を行った日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。	**第二条**　届出等を行う者が、規則第二十条第一項ただし書の規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に経済産業大臣が電子情報処理組織を使用して届出等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して届出等を行った日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。
第三条　規則第十八条第二項第一号ハに規定する電子証明書は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。	**第三条**　規則第二十条第二項第三号に規定する電子証明書は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。
一　政府認証基盤（複数の認証局（ＩＳＯ／ＩＥＣ（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ＩＳＯ／ＩＥＣ」という。）九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（規則第十八条第二項第一号イに規定するものを除く。）であること。	一　政府認証基盤（複数の認証局（ＩＳＯ／ＩＥＣ（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ＩＳＯ／ＩＥＣ」という。）九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（規則第二十条第二項第一号に規定するものを除く。）であること。
二　（略）	二　（略）

官庁報告

官庁事項

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示

技術上の指針公示第28号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第１項の規定に基づき、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件を次のとおり公表する。

令和７年10月８日

厚生労働大臣　福岡　資麿

１　名称　化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件

２　趣旨　労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和７年厚生労働省告示第269号）の適用に伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和５年４月27日付け技術上の指針公示第24号）について、所要の改正を行うものである。

３　適用日　令和８年10月１日から適用する。

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。